

「第4次山形県犯罪被害者等支援推進計画」(案)に対する意見募集結果

1 意見募集期間 令和7年2月3日(月)から3月3日(月)まで

2 提出された意見の件数 6件(意見提出者 1人)

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	<p>山形県の令和6年刑法犯認知件数では、知能犯が令和5年と比較し100件以上増加、特に詐欺が大幅に増加している。</p> <p>詐欺は「特殊詐欺」「SNS型投資ロマンス詐欺」「アポ電」などが増加し、幅広い年代での被害が確認されている。</p> <p>また、風俗犯も40件増加し、令和5年の51件から約2倍に達している。</p> <p>幅広い年代で被害が発生しているがこのことをどのように評価するか。</p>	<p>県内の犯罪情勢については、御意見のとおり認識しております。</p> <p>今後も被害者の方が必要とされる支援が途切れることなく提供できるよう努めてまいります。</p>
2	<p>犯罪被害者等は決して特別な人ではなく、県民が誰でも犯罪被害者等になる可能性がある。</p> <p>このことから、犯罪被害者等になった場合の支援制度や相談体制を県民に周知される必要があるが、対応する事業はあるか。</p>	<p>対応する事業につきましては、計画(案)の29ページ「4県民の理解促進 広報及び啓発(条例第22条関係)」の主な取組に記載のあるとおりになります。</p> <p>引き続き効果的な広報・啓発等に努めてまいります。</p>
3	<p>犯罪被害者となった場合、警察が被害者への対応にまずあたるものと思われるが、この場合の捜査担当と被害相談の窓口と連携はとれているのか。</p> <p>また、詐欺の経済的損失を取り戻す窓口を紹介するような体制はあるか。</p>	<p>捜査担当と被害相談窓口は相互に情報共有を行うなど連携が図られております。</p> <p>また、経済的損失を取り戻す公的制度や警察以外の相談窓口等についても、被害状況に応じて教示しております。</p>
4	<p>高齢者が特殊詐欺で高額な被害にあった場合、精神的にも自己の行為を責め、長期間かけて築き上げた財産を奪われた経済的な損失や精神的ショックは大きいものであるが、このことに対して有効な施策を講じてもらいたい。</p>	<p>御意見のとおり、犯罪被害者の経済的、精神的負担は大きいものと認識しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の被害者支援施策の充実等の参考とさせていただきます。</p>

5	<p>風俗犯の不同意わいせつ、性的姿態撮影等処罰法、公然わいせつは児童、生徒が被害者になる場合もある。</p> <p>当該児童、生徒の担任教師や関係者が加害者になる場合もあり、被害者の児童、生徒は精神的なダメージは長期間に及び人間不信に陥る可能性もある。</p> <p>児童、生徒に寄り添った丁寧な相談、フォロー体制を整備していただきたい。</p>	<p>各学校にスクールカウンセラーを派遣しているほか、犯罪被害者等のカウンセリングに知見のある民間支援団体と連携・共同し事業を実施しております。</p> <p>計画（案）の13ページ 取組No.12等になります。</p> <p>引き続き、関係機関と連携し適切な支援に努めてまいります。</p>
6	<p>SNSによる偽情報により名誉棄損や児童ポルノや未成年者誘拐被害にあり児童、生徒が発生しているが、このことに対する事前の対応はあるか。</p>	<p>対応する事業につきましては、計画（案）の29ページ「4 県民の理解促進 広報及び啓発（条例第22条関係）」の主な取組に記載のあるとおりになります。</p> <p>引き続き効果的な広報・啓発等に努めてまいります。</p>